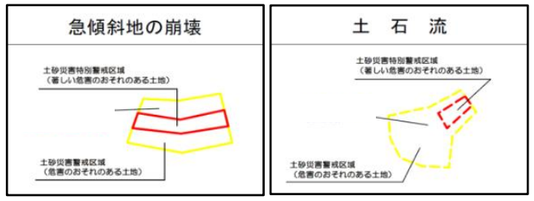
新宮市
三輪崎・佐野・蜂伏・木ノ川　地区
土砂災害ハザードマップ

［問い合わせ先］
新宮市役所　防災対策課・都市建設課
TEL　0735－23－3333
新宮市役所　三輪崎支所
TEL　0735－31－7008
和歌山県　東牟婁振興局新宮建設部　河港課
TEL　0735－21－9622

黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、
「土砂災害のおそれがある区域」です。
赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、
「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。



土砂災害警戒区域内にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。
また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

三輪崎・佐野・蜂伏・木ノ川地区周辺の指定緊急避難場所・指定避難所

施設名	指定避難所	指定緊急避難場所	
		洪水	土砂災害
三輪崎会館	○	☆☆☆	☆☆☆
三輪崎小学校（体育館）	●	☆☆	☆☆☆
光洋中学校（体育館）	○	☆☆	☆☆☆
三輪崎八幡神社（社務所）	○	☆☆☆	ー
佐野会館	●	☆☆☆	☆☆☆
新翔高等学校（体育館）	○	☆☆☆	☆☆☆
みくまの支援学校（体育館）	○	☆☆☆	☆☆☆
蜂伏会館	○	☆☆☆	☆☆☆
木ノ川会館	○	ー	☆☆☆

凡　例

- 急傾斜　：　土砂災害警戒区域
- 急傾斜　：　土砂災害特別警戒区域
- 土石流　：　土砂災害警戒区域
- 土石流　：　土砂災害特別警戒区域
- 地滑り　：　土砂災害警戒区域

指定緊急避難場所・指定避難所について

◆指定緊急避難場所とは・・・
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとの安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所（災害から逃れるために、いっとき（一時）の間、緊急的に避難する施設や場所）
【区分】
ー・・・指定緊急避難場所ではない施設や場所
☆・・・安全レベルを☆１つ～☆☆☆３つの施設に区分

◆指定避難所とは・・・
災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設（災害が発生したあと、自宅が被災し戻れなくなった住民等が「避難所生活」をする施設）
【区分】
●・・・中核避難所（地区の拠点となる指定避難所）
○・・・指定避難所
ー・・・指定避難所ではない施設